

「輸入禁止品に関する農林水産大臣の許可手続実施要綱」（平成10年 3 月30日付け10農産第2441号農産園芸局長通達）の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(定義) 第 2 (略) 2・3 (略) 4 この要綱において「輸入」とは、貨物、携帯品及び郵便物が規則第 6 条の港若しくは飛行場又は法第 8 条第 4 項の日本郵便株式会社の事業所（以下「輸入港」という。）に<u>卸下され、又は到着すること</u>をいうものとする。 5～9 (略) 10 この要綱において「規則別表 1 の 2 に掲げる植物（栽培の過程で検査を行う必要があるものであって同表に掲げる地域において栽培されていないものに限る。）」とは、規則別表 1 の 2 に掲げる植物のうち、栽培の過程で検査を行う必要があるものであって同表に掲げる地域において栽培されずに自然環境下で生育しているものをいうものとする。<u>なお、同表に掲げる検疫有害動植物が発生していない地域又は栽培施設を輸出国の政府機関が指定する必要があるものは、当該栽培の過程で検査を行う必要があるものに含まれるものとする。</u> 11 この要綱において次のものは、規則別表 1 の 2 に掲げる植物（栽培の過程で検査を行う必要があるものであって同表に掲げる地域において栽培されていないものに限る。）とみなす。 (1) 規則別表 1 の 2 の 9 の項に掲げる生植物の地下部であって、これらの項に掲げる地域において栽培の過程で行う必要がある検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの（以下「試験地下部」という。）。) (2) 規則別表 1 の 2 の 10 の項及び<u>12 の項</u>に掲げる種子であって、これらの項に掲げる地域において栽培の過程で行う必要がある検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの（以下「試験種子」という。）。) (3) 規則別表 1 の 2 の 11 の項から<u>14 の項</u>までに掲げる生植物であって、これらの項に掲げる地域において栽培の過程で行う必要がある検査を受	(定義) 第 2 (略) 2・3 (略) 4 この要綱において「輸入」とは、貨物、携帯品及び郵便物が規則第 6 条第 1 号の港、<u>同第 2 号の飛行場</u>又は法第 8 条第 4 項の日本郵便株式会社の事業所（以下「輸入港」という。）に<u>卸下又は到着すること</u>をいうものとする。 5～9 (略) 10 この要綱において「規則別表 1 の 2 に掲げる植物（栽培の過程で検査を行う必要があるものであって同表に掲げる地域において栽培されていないものに限る。）」とは、規則別表 1 の 2 に掲げる植物のうち、栽培の過程で検査を行う必要があるものであって同表に掲げる地域において栽培されずに自然環境下で生育しているものをいうものとする。 11 この要綱において次のものは、規則別表 1 の 2 に掲げる植物（栽培の過程で検査を行う必要があるものであって同表に掲げる地域において栽培されていないものに限る。）とみなす。 (1) 規則別表 1 の 2 の<u>3 の項から 9 の項</u>までに掲げる生植物の地下部であって、これらの項に掲げる地域において栽培の過程で行う必要がある検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの（以下「試験地下部」という。）。) (2) 規則別表 1 の 2 の 10 の項、<u>19 の項及び 21 の項</u>に掲げる種子であって、これらの項に掲げる地域において栽培の過程で行う必要がある検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの（以下「試験種子」という。）。) (3) 規則別表 1 の 2 の <u>1 の項、2 の項、7 の項、11 の項から 18 の項</u>まで及び<u>24 の項</u>に掲げる生植物であって、これらの項に掲げる地域において

検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの（以下「試験生植物」という。）。

12

(1) この要綱において「試験地下部検査」とは、大臣許可手続により輸入を許可された試験地下部について、規則別表 1 の 2 の 9 の項に掲げる検疫有害動物（検疫有害動植物のうち有害動物であるもの。以下同じ。）の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。

(2) この要綱において「試験種子検査」とは、大臣許可手続により輸入を許可された試験種子について、規則別表 1 の 2 の 10 の項及び12の項に掲げる検疫有害植物（検疫有害動植物のうち有害植物であるもの。以下同じ。）の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。

(3) この要綱において「試験生植物検査」とは、大臣許可手続により輸入を許可された試験生植物について、規則別表 1 の 2 の 11 の項から14の項までに掲げる検疫有害植物の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。

13 (略)

別表 4（第 5 の 2 項関係）
植物防疫所の管轄地域

[名古屋植物防疫所管内]

都道府県	地域	担当植物防疫所
(略)	(略)	(略)
福井	(略)	(削る。) (削る。) 小松空港出張所
(略)	(略)	(略)

栽培の過程で行う必要がある検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの（以下「試験生植物」という。）

12

(1) この要綱において「試験地下部検査」とは、大臣許可手続により輸入を許可された試験地下部について、規則別表 1 の 2 の 3 の項から 9 の項までに掲げる検疫有害動物（検疫有害動植物のうち有害動物であるもの。以下同じ。）の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。

(2) この要綱において「試験種子検査」とは、大臣許可手続により輸入を許可された試験種子について、規則別表 1 の 2 の 10 の項、19 の項及び21の項に掲げる検疫有害植物（検疫有害動植物のうち有害植物であるもの。以下同じ。）の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。

(3) この要綱において「試験生植物検査」とは、大臣許可手続により輸入を許可された試験生植物について、規則別表 1 の 2 の 1 の項、2 の項、7 の項、11 の項から18の項まで及び24の項に掲げる検疫有害植物の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。

13 (略)

別表 4（第 5 の 2 項関係）
植物防疫所の管轄地域

[名古屋植物防疫所管内]

都道府県	地域	担当植物防疫所
(略)	(略)	(略)
福井	(略)	名古屋本所 伏木富山支所 小松空港出張所
(略)	(略)	(略)

別表 9 を次のように改める。

別表 9（第18の3項関係）

輸入許可条件の解除に係る検査の方法

区分	対象検疫有害動植物	試験研究等の過程で生成された植物の部分	検査方法
規則別表 1 の 2 に掲げる植物（栽培の過程で検査を行う必要があるものであって同表に掲げる地域において栽培されていないものに限る。）に対する検査の方法	<i>Xiphinema index</i> （ブドウオオハリセンチュウ）	生植物の地下部	全量について、当該植物の生育期間中に検査を行うとともに、植物の地下部及び培養資材について試料を採取し、検定を行って本線虫がいないことを確認する。
	<i>Fusarium oxysporum</i> f. sp. <i>pisi</i> （エンドウ萎ちょう病菌）	種子	全量について、採種用の親植物の生育後期に検査を行って本菌に侵されていないことを確認する。
	<i>Deuterophoma tracheiphila</i> <i>Apiosporina morbosa</i> <i>Bretziella fagacearum</i> （ナラ類しおれ病菌）	生植物（種子及び果実を除く。）	全量について、当該植物の生育期間中に検査を行って本菌に侵されていないことを確認する。
	<i>Peronospora chlorae</i> （トルコギキョウベと病菌）	生植物（果実を除き、種子を含む。）	全量について、当該植物の生育後期に検査を行って本菌に侵されていないことを確認する。
規則別表 2 に掲げる植物に対する検査の方法	<i>Cylas formicarius</i> （アリモドキゾウムシ） <i>Euscepes postfasciatus</i> （イモゾウムシ）	生茎葉及び生植物の地下部	全量について、当該植物の生育期間中に検査を行うとともに、生産された地下部が本虫に侵されていないことを確認する。
	<i>Synchytrium endobioticum</i> （ジャガイモがんしゅ病菌）	生茎葉及び生植物の地下部	全量について、当該植物の生育期間中に検査を行うとともに、生産された地下部が本菌に侵されていないことを確認する。
	<i>Globodera rostochiensis</i> （ジャガイモシストセンチュウ） <i>Globodera pallida</i> （ジャガイモシロシストセンチュウ） <i>Radopholus citrophilus</i> （カンキツネモグリセンチュウ）	生植物の地下部	全量について、当該植物の生育期間中に検査を行うとともに、植物の地下部及び培養資材について試料を採取し、検定を行って本線虫がいないことを確認する。
	<i>Peronospora tabacina</i> （タバコベと病菌）	生茎葉及び生果実	全量について、当該植物の生育期間中に検査を行って本菌に侵されていないことを確認する。

	<i>Mayetiola destructor</i> (ヘシアンバエ)	茎葉	全量について、当該植物の生育期間中に検査を行って本害虫に侵されていないことを確認する。
	<i>Balansia oryzae-sativae</i> (イネミイラ穂病菌) <i>Ditylenchus angustus</i> (イネクキセンチュウ) <i>Xanthomonas oryzae</i> pv. <i>oryzicola</i> (イネ条斑細菌病菌) その他の日本に産しないイネの検疫有害動植物	種子	全量について、拡大鏡を使用して検査し、変色種子を認めた場合、当該変色種子を含めた一部種子を対象にブロッター検査を実施する。
	<i>Erwinia amylovora</i> (火傷病菌)	生植物（種子を除き、生果実、花及び花粉を含む。）	全量について、当該植物の生育期間中に検査を行って本細菌に侵されていないことを確認する。
	<i>Candidatus Liberibacter africanus</i> (カンキツグリーニング病菌アフリカ型) <i>Candidatus Liberibacter americanus</i> (カンキツグリーニング病菌アメリカ型) <i>Candidatus Liberibacter asiaticus</i> (カンキツグリーニング病菌アジア型)	生植物（種子及び果実を除く。）	全量について、当該植物の生育期間中に検査を行って本細菌に侵されていないことを確認する。
規則別表2の2に掲げる植物（同表に掲げる基準に適合しているものを除く。）に対する検査の方法	<i>Bactericera cockerelli</i>	生茎葉及び生果実	全量について、葉に付着した卵の有無並びに茎葉又は果実に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認する。
	<i>Bactericera nigricornis</i>	生茎葉	全量について、葉に付着した卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認する。
	<i>Diabrotica undecimpunctata</i> (ジュウイチホシウリハムシ) <i>Naupactus leucoloma</i> (シロヘリクチブトゾウムシ) <i>Otiorhynchus ovatus</i> (イチゴクチブトゾウムシ)	生植物（種子及び果実を除く。）	全量について、根に損害を与える幼虫の有無及び茎葉に損害を与える成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認する。
	<i>Aleurocanthus woglumi</i> (ミカンクロトゲコナジラミ)	生植物（種子、果実及	全量について、当該植物の生育期間中に検査（葉裏に渦巻状に産み付けられた卵の有無並びにすす病で汚染された葉裏の幼虫、蛹及び成虫の有無の検査）を行って本害虫に侵されていないことを

	び地下部を除く。)	確認する。
<i>Tuta absoluta</i> (トマトキバガ)	生茎葉及び生果実	全量について、当該植物の生育期間中に検査を行って本害虫に侵されていないことを確認する。
<i>Meloidogyne chitwoodi</i> (コロンビアネコブセンチュウ) <i>Heterodera schachtii</i> (テンサイシストセンチュウ) <i>Meloidogyne fallax</i> (ニセコロンビアネコブセンチュウ) <i>Nacobbus aberrans</i> (ニセネコブセンチュウ) <i>Meloidogyne enterolobii</i>	生植物の地下部	全量について、当該植物の生育期間中に検査を行うとともに、植物の地下部及び培養資材について試料を採取し、検定を行って本線虫がいないことを確認する。
<i>Radopholus similis</i> (バナナネモグリセンチュウ)	生植物(種子及び果実を除く。)	全量について、当該植物の生育期間中に検査を行うとともに、植物の地下部及び培養資材について試料を採取し、検定を行って本線虫がいないことを確認する。
<i>Eutypa lata</i> <i>Phytophthora kernoviae</i> <i>Phytophthora ramorum</i> <i>Sphaeropsis tumefaciens</i> (カンキツ類てんぐ巣病菌)	生植物(種子及び果実を除く。)	全量について、当該植物の生育期間中に検査を行って本菌に侵されていないことを確認する。
<i>Guignardia citricarpa</i>	生植物(種子及び果実を除く。)	全量について、当該植物の着果期間中にその果実について検査を行って本菌に侵されていないことを確認する。
<i>Ophiostoma novo-ulmi</i> subsp. <i>novo-ulmi</i>	生植物(種子及び果実を除く。)& 及び木材	全量について、本菌の媒介害虫の付着の有無並びに本菌による葉の黄化・萎凋の病徴、枝枯れの病徴及び枝又は幹の樹皮を剥ぐと現れる褐色の条斑等の病徴の有無の検査(疑わしい症状に対する精密検定を含む。)を行って本菌に侵されていないことを確認する。
<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)	生植物(果実を除き、種子を含む。)	1 種子について 栽培検定又はPCR法、LAMP法等の適切な遺伝子診断法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認する。検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した30,000粒について行う。なお、同一の荷口単位に含まれる種子が300,000粒未満の場合は、当該荷口単位に含まれる種子数の10%を抽出し、

		検定に供する。 2 生植物（種子を除く。）について 全量について、収穫期前（果実の成熟期）に、茎葉又は果実の表面の病徴の有無の検査を行って本細菌に侵されていないことを確認する。
<i>Candidatus solanacearum</i>	Liberibacter	生植物（種子及び果実を除く。） 全量について、当該植物の生育期間中にPCR法等の適切な遺伝子診断法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認する。
<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidae</i> biovar3		生植物（種子及び果実を除き、花粉を含む。） 全量について、当該植物の生育期間中にPCR法等の適切な遺伝子診断法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認する。
<i>Spiroplasma citri</i> <i>Xylella fastidiosa</i>		生植物（種子及び果実を除く。） 全量について、当該植物の展葉期にELISA法等の適切な血清学的診断法又はPCR法等の適切な遺伝子診断法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認する。
<i>Potato spindle tuber viroid</i> （ジャガイモやせいもウイロイド） <i>Columnea latent viroid</i> <i>Tomato apical stunt viroid</i> <i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i> （トマト退緑萎縮ウイロイド） <i>Pepper chat fruit viroid</i> <i>Tomato planta macho viroid</i> <i>Indian peanut clump virus</i> <i>Tomato mottle mosaic virus</i>	生植物（果実を除き、種子を含む。）	1 種子について RT-PCR法等の適切な遺伝子診断法による検定を行って本ウイルス又はウイロイドに侵されていないことを確認する。検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ実施する。なお、同一の荷口単位に含まれる種子が46,000粒未満の場合は、当該荷口単位に含まれる種子数の10%を抽出し、検定に供する。 2 生植物（種子を除く。）について 全量について、生育期間中にRT-PCR法等の適切な遺伝子診断法による検定を行って本ウイルス又はウイロイドに侵されていないことを確認する。
<i>Pepino mosaic virus</i>	生植物（果実を除き、種子を含む。）	1 種子について ELISA法等の適切な血清学的診断法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子診断法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認する。検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、ELISA法等の血清学的診断法による検定にあっては最大250粒ずつ、RT-PCR法等の遺伝子診断法による検定にあっては最大400粒ずつ実施する。なお、同一の荷口単位に含まれる種子が46,000粒未満の場合は、当該荷口単位に含まれる種子数の10%を抽出し、検定に供する。 2 生植物（種子を除く。）について 全量について、生育期間中にELISA法等の適切な血清学的診断法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子診断法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認する。
<i>Curtobacterium flaccumfaciens</i> pv. <i>flaccumfaciens</i>	種子	全量について、採種用の親植物の生育後期に検査を行って本細菌に侵されていないことを確認する。

(インゲンマメ萎ちょう細菌病 菌)		
<i>Maize chlorotic mottle virus</i>	生植物（果 実を除き、 種 子 を 含 む。）	1 種子について ELISA法等の適切な血清学的診断法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子診断法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認する。検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大100粒ずつ実施する。なお、同一の荷口単位に含まれる種子が46,000粒未満の場合は、当該荷口単位に含まれる種子数の10%を抽出し、検定に供する。 2 生植物（種子を除く。）について 全量について、生育期間中にELISA法等の適切な血清学的診断法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子診断法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認する。
<i>Pea early-browning virus</i>	生植物（果 実を除き、 種 子 を 含 む。）	1 種子について ELISA法等の適切な血清学的診断法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子診断法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認する。検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した3,100粒について、最大100粒ずつ実施する。なお、同一の荷口単位に含まれる種子が31,000粒未満の場合は、当該荷口単位に含まれる種子数の10%を抽出し、検定に供する。 2 生植物（種子を除く。）について 全量について、生育期間中にELISA法等の適切な血清学的診断法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子診断法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認する。
<i>Tomato brown rugose fruit virus</i>	生植物（果 実を除き、 種 子 を 含 む。）	1 種子について リアルタイムRT-PCR法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認する。検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ実施する。なお、同一の荷口単位に含まれる種子が46,000粒未満の場合は、当該荷口単位に含まれる種子数の10%を抽出し、検定に供する。 2 生植物（種子を除く。）について 全量について、生育期間中にRT-PCR法等の適切な遺伝子診断法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認する。
<i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i>	生植物（種 子及び果実 を除く。）	全量について、生育期間中にELISA法等の適切な血清学的診断法又はPCR法等の適切な遺伝子診断法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認する。
<i>Plum pox virus</i> (ウメ輪紋ウイルス)	生植物（種 子及び果実 を除く。）	全量について、生育初期に検査を行って本ウイルスに侵されていないことを確認する。

<i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>nebraskensis</i> (トウモロコシ葉枯細菌病菌)	種子	全量について、採種用の親植物の生育最盛期に検査を行って本細菌に侵されていないことを確認する。
<i>Pantoea stewartii</i> subsp. <i>stewartii</i> (トウモロコシ萎ちょう細菌病菌)	生植物（果実を除き、種子を含む。）	1 種子について PCR法等の適切な遺伝子診断法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認する。検定は、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した460粒について、最大100粒ずつ実施する。なお、同一の荷口単位に含まれる種子が4,600粒未満の場合は、当該荷口単位に含まれる種子数の10%を抽出し、検定に供する。 2 生植物（種子を除く。）について 全量について、生育最盛期に検査を行って、若しくは、生育期間中に、PCR法等の適切な遺伝子診断法による検定を行って、本細菌に侵されていないことを確認する。

注1 検査場所は、許可を受けた施設又は植物防疫所検定室とする。ただし、隔離栽培対象については、植物防疫所の隔離ほ場における特定検定施設とする。

注2 生成された種子については、拡大鏡を使用して検査し、変色種子を認めた場合、ブロッター検査を実施する。

注3 上記以外の検疫有害動植物については、輸入種苗検疫要綱（昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号農蚕園芸局長通達）、輸入青果物検疫要綱（昭和62年4月15日付け62農蚕第2006号農蚕園芸局長通達）、輸入穀類等検疫要綱（昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達）、輸入木材検疫要綱（昭和26年11月22日付け26農局第1843号農政局長通達）及び特定重要病害虫検疫要綱（昭和53年12月4日付け53農蚕第8308号農蚕園芸局長通達）に記載された検査方法その他適切な検査方法により検査を行って検疫有害動植物に侵されていないことを確認する。

附 則

この改正は、令和5年8月1日から施行する。